

独立行政法人大学評価・学位授与機構評議員会（第 29 回）議事要旨

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 25 日（火） 15：30～17：30
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 有信、及川、香川、勝方、金田、高祖、佐々木（毅）、関根、マルクス、村松の各評議員
（浦野、奥野、小出、小畑、佐々木（雄）、清家、永田、納谷、濱田、森脇の各評議員は委任状提出）
野上機構長、岡本理事、山田理事、島田監事、舘監事、武市研究開発部長、鈴木評価研究主幹、毛利学位審査研究主幹、福治管理部長、児島評価事業部長ほか機構関係者

4 評議員会（第 28 回）議事要旨について

平成 25 年 3 月に開催された評議員会（第 28 回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

5 議 事

《審議事項》

（1）各種委員会委員の選考について

①国立大学教育研究評価委員会委員の選考

国立大学教育研究評価委員会委員の選考について審議が行われ、後任の推薦を依頼中の委員 2 名を含め、原案どおり承認された。

②会長一任による追加発令

法科大学院認証評価委員会委員 1 名について、会長一任により追加発令を行った旨の報告があり、了承された。

また、これまでと同様、委員会委員に急遽、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

（2）名誉教授の称号の授与について

名誉教授候補者 1 名の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

（3）平成 24 事業年度業務実績報告書について

独立行政法人通則法第 32 条第 1 項の規定により、文部科学省独立行政法人評価委員会の業務実績評価を受けることとされている平成 24 事業年度業務実績報告書について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。

(4) 平成 24 事業年度財務諸表等について

独立行政法人通則法第 38 条第 1 項の規定により、文部科学大臣へ提出し承認を受けることとされている平成 24 事業年度財務諸表等について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

(○：評議員 ●：事務局 以下同じ)

● 昨年 6 月の本評議員会において評議員からいただいた、「学校法人では決算報告を行う際、監事から財務諸表等が適正である旨の発言をしてもらうのがルールとなっているが、本評議員会ではそういった手続は不要なのか」というご質問について、検討を行った結果を報告したい。

独立行政法人と学校法人とでは監事の立場及び評議員会の位置付けが若干異なり、学校法人が決算報告を理事会及び評議員会に行うとともに監事は監査報告を行うのに対して、独立行政法人では評議員会の審議を経て作成した決算報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その適否に関する監査の表明について、文部科学大臣から任命された監事が責任を負うこととされている。

そのため、この評議員会での審議は作成の途上であり、財務諸表等の適否について表明する時点ではないが、了承された後に発言をいただくことはできるので、今後はそのようにしたい。

○ 学校法人と独立行政法人では仕組みが違うことを理解した。

《報告事項》

(1) 外部検証について

第 2 期中期目標期間に係る業務の進捗・達成状況の外部有識者による検証及び次期中期目標期間における業務に対する提言を得るために昨年度設置された外部検証委員会においてまとめられた「外部検証報告書」を本年 4 月に公表したこと、また、現在、海外の質保証機関関係者の意見を取りまとめた英語版の報告書を作成中であることについて報告があった。主な意見は以下のとおり。

○ 「平成 24 事業年度に係る業務運営等に関する自己評価書」を見るとほとんどが A 評価となっているが、残された課題等については外部検証の際にどのように扱われたのか。

また、日本では海外で作られた評価基準やランキングに影響を受けがちだが、これからは日本もルール策定や見直しの議論に参加していくべきで、機構はそれに向けた道筋を示していくといいと思う。調査研究を進める中で、海外の評価基準と日本の大学の在り方の関連性を研究したり、ランキング等の基準に対して見直しの提案や要望をしていくことを考えているのか。

教員評価については非常に難しいものであると認識している。認証評価には教員評価に関連する指標等があるかと思うが、今回の自己評価や外部検証を実施するに当たってこれらの視点は取り入れられているのか。

● 「平成 24 事業年度に係る業務運営等に関する自己評価書」は、昨年度のみの単年度評価で、外部検証評価では、第 2 期中期目標期間である平成 21 年度から平成 25 年度の 5 カ年度のうち最初の 3 カ年度について、残された課題も含めて検証をいただき、残り 2 カ年度で課題を克服し中

期目標を達成できるかという観点で評定を付していただいた。

また、当機構から海外のランキング等の基準に対して提案は行っていない。ランキングと評価は別個のものだが、日本で行われている評価に関して、OECD等海外からは、他大学・他機関での優良事例を自大学でも取り入れるといったことに資する「グッドプラクティス評価」が不十分だと言われているので、アメリカやイギリスの評価の視点を参考にしつつ、各大学のグッドプラクティスを認証評価や法人評価時に取り上げていこうとしている。また、欧州の評価基準を日本の大学の現状に合わせて作りかえて第2期目の認証評価に取り入れたり、他の認証評価機関にも情報提供したりといったことを、当機構の研究開発部で取り組んでいる。

教員評価については、外部検証においては個々の教員の業績が研究開発部全体の業務にどのように反映され、どのような新しいものが生み出されたかという視点で検証いただいた。

● 当機構の事業に密着した調査研究を行うことが優先事項だと思うので、現時点では事業・業務ではないランキングの指標に関する調査研究は行っていないが、今後要請があれば行うこととなるので、新たな課題のひとつとして捉えたい。

教員評価について、認証評価では個人の評価、適否まで判断するには至っていない。分野別評価をどこまで第三者ができるかということとも関係してくると思うので、今後各大学でどうすべきかの研究を重ね、大学へ還元するという方向性が考えられる。

○ 認証評価、機関別評価等が国際的な評価の中でどう位置づけられているのかということ、一般に分かりやすい形で示してもらえると理解も深まると思う。

分野別評価では、教育の質保証や、各分野のプロフェッショナルクオリフィケーションをどう関連付けていくかといった諸問題がある。機構としての考え方を明確にしていきたい。また、学術会議で出されている分野別参照基準に対してどういうスタンスをとるか、評価にどう取り込んでいくかについても検討をしていただくといいかと思う。

● 高等教育の質を考える時に、ある意味商業ベースのランキングに影響を受けていいのかという根本的な問題が各国で共通して導き出されている。そういう中で、当機構は、教育者や研究者の活動を縛るのではなく、また、ランキングのように固有の指標によってランク分けするのではなく、各大学で行われている挑戦的な良い事例であるグッドプラクティスを国際的にも共有し、国内外の教育者、研究者と協働していくことで、今後の高等教育の在り方の方向性を見出していきたいと思う。

● 分野ごとの教育の質保証の方向性としては、質保証参照情報という当機構で情報収集・調査研究した情報に加えて、日本学術会議や他の認証評価機関等が作成した基準や参照できる情報を積極的に公開し、各大学のカリキュラム設定に資するという形で、大学と連携しつつサポートしていくことを提案している。

(2) 独立行政法人改革の動向について

「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）により大学入試センター等との統合が凍結された後、独立行政法人改革に関する有識者懇談会における審議等を踏まえて閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）に基づく独立行政法人改革の状況について報告があった。

(3) 評価事業について
評価事業について報告があった。

(4) 学位授与事業について
学位授与事業について報告があった。

6 その他

今回の評議員会は、案件に応じて別途調整することとし、詳細については、後日事務局より連絡することとされた。

以上